

## 宮崎県工事請負約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用の一部改正について

単品スライドに係わる運用については、「宮崎県工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）平成20年8月4日」に定めていますが、受注者からの提出資料について下記のとおり簡素化を図りました。

### 1. 類似する様式を削除するとともに、スライド額算出の計算書は不要としました

#### 受注者の提出資料

提出時期	現行	改正
スライド請求時 (工期末の2ヶ月以上前)	請負代金額の変更請求書 (様式1) 請負代金額変更請求概算請求書 (様式1-2)	請負代金額の変更請求書 (様式1) 請負代金額変更請求額計算書 (様式3)
協議開始時 (工期末の45日前を目処)	請負代金額変更請求額計算書 (様式3) スライド額算出の計算書	請負代金額変更請求額計算書 (様式3)

「様式1-2」はマニュアルから削除しますので、「様式3」をスライド請求時及び協議開始時に提出してください。

「燃料油」については、協議開始時に従来どおり様式3-2～4の提出が必要です。

### 2. 資材の購入に関する証明書類の提出を削減しました

これまで、資材の購入に関する証明書類として、納品書、請求書、領収書の全ての提出を義務付けていましたが、「搬入時期、購入数量、購入先及び購入価格」が確認できれば、証明書類はいずれかでよいこととします。

なお、受発注者協議が整えば、県が設定する単価によりスライド額を算定することを可能としました。この際は、購入価格に関する資料の提出は不要となります。

「燃料油」については、従来どおりマニュアルに定められた資料の提出が必要です。